

第4期東京都医療費適正化計画一部改定に係る意見募集の結果

<パブリックコメント>

■ 意見募集期間 令和6年12月19日から令和7年1月20日まで

■ 意見提出数 4件（個人2名）

頂いた御意見は、趣旨を踏まえた要約等を行っています。

項目	意見要旨	都の考え方（案）
第3部 計画の基本的な考え方 第1章 国の基本方針		
第1節国の基本方針の考え方 第2節国が示す目標 (P50、52)	認知症の診断・治療薬の開発は、高齢者が参加する臨床試験を行わないと、薬効を確認することができない。 高齢者が臨床試験に参加しやすい方法を整え、高齢者特有の疾患の研究を推進し、開発した疾患の検査法、診断法、治療薬の情報を、国内外企業に提供することで、世界的な利用を促進して欲しい。これにより、世界に貢献しつつ、収入を得ることができる。	本項目では、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（令和6年11月1日厚生労働省告示326号。以下「国の基本方針」という。）で示された、第4期医療費適正化計画における目標設定等の考え方を記載しています。
第1節国の基本方針の考え方 第2節国が示す目標 (P50、52)	観光立国におけるパンデミック対策として、訪日客に、入国時の自己負担による感染症検査キット購入・検査の実施、マスクの購入等を義務付ける。これにより、国内でのパンデミックを遅らせるとともに、疾患の情報を収集し、防疫・治療体制を整備する時間を確保できる。 また、検体を国内で解析し、ゲノム解析・ワクチン・治療薬の開発を進めることで、世界に先んじた医薬品開発が可能である。	本項目では、国の基本方針で示された、第4期医療費適正化計画における目標設定等の考え方を記載しています。
第1節国の基本方針の考え方 第2節国が示す目標 (P50、53)	昨今の医薬品不足への対応としては、医薬品の開発・製造を積極的に進めるべき。医薬品は、輸入超過であることから、医薬品の増産・改良・輸出によって解消するのが正しいやり方。医薬品は医療において重要な役割を担っており、医薬品の節約は、患者家族や医療従事者の負担増につながる。 また、訪日客に、入国時の自己負担による感染症検査キットの購入・検査の実施、マスクの購入等を義務付ける。これらの費用は空港利用料の一部として徴収し、この利益を持って、現在の医療の逼迫状況を改善する予算とすべきである。	本項目では、国の基本方針で示された、第4期医療費適正化計画における目標設定等の考え方を記載しています。
第4部 医療費適正化に向けた取組の推進 第1章第2節 医療の効率的な提供の推進に向けた取組		
7 有効性・必要性を踏まえた医療資源の効率的な活用 (P89)	有効性・必要性を踏まえた医療資源の効率的な活用について、投薬に加え患者自身の生活習慣の改善が必要な生活習慣病と、「不治の病」である難病とで、医療のメリハリをつけた方が良い。	本項目では、国の基本方針で示されている「効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療等」の適正化に向けた取組の方向性を記載しています。

<区市町村及び保険者協議会への意見照会>

- 意見募集期間 令和6年12月19日から令和7年1月20日まで
- 意見提出数 5件（2自治体、保険者協議会）

頂いた御意見は、趣旨を踏まえた要約等を行っています。

項目	意見要旨	都の考え方（案）
第4部 医療費適正化に向けた取組の推進 第1章第2節 医療の効率的な提供の推進に向けた取組		
4 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進（P85、86）	区市町村 国の数値目標に沿って、バイオ後続品の数量シェアについて、「バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上」の目標値が設定されたが、バイオ後続品の令和4年度の数量シェアは12.5%であり、目標の60%を実現可能な数値設定とすることに疑義がある。	国の基本方針では、バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする目標を、都道府県計画の目標値とすることが考えられるとしています。 本計画では、基本的な考え方として、国の基本方針に示された全国目標を踏まえた数値を設定しています。
	バイオ後続品の使用機会は極めて限定的であり、認知度がそもそも低い。また、切り替えたとしても、高額療養費が適用されると被保険者の負担額が変わらないためメリットを感じにくく、ジェネリック医薬品差額通知のような、経済的な側面からのアプローチでは使用促進は困難である。 こうしたという特徴を踏まえ、目標値達成のために保険者に求める具体的な取組等について、情報提供いただきたい。	バイオ後続品については、いわゆる化学合成品の後発医薬品とは特性や使用状況、開発状況が異なることや国民への認知度が低いという実態に留意しつつ、普及促進の取組を実施する旨を記載しています。 また、いただいた御意見を踏まえ、国から提供されるデータ等を活用し、バイオ後続品に関する状況も共有していくことを追記します。
	後発医薬品と同様に、バイオ後続品の使用促進策を進めるにも、自治体独自での対象者の抽出や目標達成率の状況確認は困難である。東京都国民健康保険団体連合会に対して、本追加事項に係る新たな受託事業を実施するよう、都からの働きかけをお願いしたい。 また、目標値達成のために保険者に求める具体的な取組等の実施に係る経費については、各交付金等の支給対象とすることを要望する。	本計画に基づき、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進の取組を進める際の御意見として承ります。
	保険者協議会 都は、保険者が後発医薬品の供給状況を考慮した使用促進の取組ができるよう、関係団体（薬剤師会や日本ジェネリック製薬協会等）から収集した安定供給に係る情報を、定期的に保険者へ情報提供いただきたい。 「後発医薬品の金額シェア65%以上」の目標値の実現のためには、金額シェアに関するデータを示したうえで、都や保険者が取り組むべき具体的施策（例えば、高額な医薬品に着目した取組など）を明示いただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、保険者協議会に対し、保険者における後発医薬品使用促進の取組の好事例に加えて「国等から得た情報」を提供することを追記します。 いただいた御意見を踏まえ、後発医薬品に関する状況を関係機関と共有するにあたり、「国から提供されるデータ等を活用」することを追記します。